

呉市地方卸売市場に係る指定管理者の候補者の選定について

呉市地方卸売市場の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) 所在地 呉市光町15番1号

(2) 設置目的

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するための施設として設置する。

2 公募の概要

(1) 募集期間 令和3年8月16日（月）から令和3年9月15日（水）まで

(2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
一般社団法人呉市地方卸売市場協会	呉市光町15番7号	中下 壯平

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

呉市地方卸売市場指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類及びヒアリング等をもとに、各委員が審査基準ごとにその適否を審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	判定
ア 事業計画書の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。	・利用者の平等利用の確保	適・否 ※否は失格
イ 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。	・施設の設置目的や性格等についての理解 ・適正に管理を行える体制（人員配置等）	適・否 ※否は失格
ウ 事業計画書の内容が、利用促進が図られるものであること。	・施設の利用促進に係る具体的な取組（サービス向上） ・利用者の要望（ニーズ）把握、その反映等の取組	適・否 ※否は失格
エ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の削減が図られるものであること。	・適正な収支計画の規模・内容 ・管理経費の削減の工夫	適・否 ※否は失格
オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	・経営状況 ・適切な人員配置体制 ・類似施設の管理実績及び管理に関する知識	適・否 ※否は失格
カ 事業計画書の内容が、施設の設置目的や特性に対応し、活性化が図られるものであること。	・市場流通の維持、活性化のための提案 ・環境への配慮 ・市場内事業者との情報共有及び連携	適・否 ※否は失格
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、一般社団法人呉市地方卸売協会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	一般社団法人呉市地方卸売協会	【評価した点】 ・堅実な施設管理・運営を行い、適切に維持管理するノウハウと実績を有していること。 ・アンケートの実施により、利用者の要望に応じていること。 ・委託業者が修繕を行う際に職員が立ち会い、技術を習得し、自己修繕を行うことで経費の削減に努めていること。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

4 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

- ア 開催日時 第1回 令和3年10月 5日(火)
第2回 令和3年10月19日(火)
- イ 開催場所 呉市地方卸売市場内 福利厚生施設(シーサイドホール)
- ウ 出席者 民間の学識経験者 5人, 呉市職員 1人 計 6人

(2) 議事概要

- ア 主な意見等
- ・時代の変化に対応できるよう努力してほしい。
 - ・市場の存在意義などを広く市民に伝える広報を実現してほしい。
 - ・市場の活性化について、関係者と議論して明確にしていくと良いと思う。
- イ 委員会の結論
- 指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、一般社団法人呉市地方卸売市場協会は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】 呉市産業部農林水産課 (電話 0823-25-3317)